

回	議	係	係長	課長	局長	議長	供 覧 ・ 決 裁
[Redacted]							

様式第6号 (第7条関係)

平成29年 4月 26日

(宛先) 春日市議会議長

議員氏名又は会派の  
名称及び代表者氏名

会派 大樹  
北田 織



政務活動費収支報告書

春日市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり平成28年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

- 1 平成28年度政務活動費収支報告書 (別紙1)
- 2 添付書類
  - (1) 調査研究・研修報告書 (別紙2)
  - (2) 領収書 (別紙3)
  - (3) その他

春日市議会事務局
29.4.26
第 128 号
A5-06-06

別紙1

平成28年度政務活動費収支報告書

議員氏名又は  
会派の名称 会派大樹

1 収 入  
政務活動費 300,000円

2 支 出

項 目	金 額	主な支出の内訳
調 査 研 究 費	円	
研 修 費	269,760円	日本自治創造学会(5/12~13)、JIAM研修(5/25~26)、研究フォーラム(10/19~20)
広 報 費	円	
広 聴 費	円	
要請・陳情活動費	円	
会 議 費	円	
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	27,342円	
人 件 費	円	
事 務 所 費	円	
事 務 費	24,810円	
合 計	321,912円	

3 残 額 0円

## 調査研究・研修報告書

議員氏名又は 会派 大樹  
会派の名称

調査事項 研修会名称	地方議会議員セミナーin 東京 日本自治創造学会第8回研究大会
日時	平成28年 5月 12～13日 (木、金)
視察先 場	明治大学アカデミーホール
目的	地域創生が叫ばれる中、地方主権と地方自治の在り方等を他自治体の取組みや有識者の提言を受け、本市の発展に寄与する。
内容及び所感  (市政の課題に 対して参考にな った事項など)	<p>1、地方議会人の挑戦—議会改革の実践と課題— 中邨 章 氏 (明治大学名誉教授)</p> <p>2、国民国家の権限と地方分権 神野 直彦 氏 (東京大学名誉教授)</p> <p>3、新たな地方づくり～森・里・川と住民・議会・自治体 中井 徳太郎 氏 (環境省大臣官房審議官)</p> <p>4、～福祉で町おこし～国と連携する保育・医療・介護の取組み 村木 厚子氏 (前厚生労働省事務次官)</p> <p>5、地方自治の課題と再生 藻谷 浩介 氏 (株式会社日本総合研究所 主席研究員)</p> <p>6、地方創生のあり方 金井 利之 氏 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)</p> <p>7、地方創生のとらえ方とその成果 木村 俊昭 氏 (東京農業大学生物産業学部教授)</p> <p>様々な提言をいただきました。その中で首長、議会、職員が自覚を持ち、自治体の経済、地域の特性を生かした政策提言をする必要性を確認できた。また、権能を発揮し地方議員の力を発揮していくことが地方の岐路である事を意識し、地方を変える議員でなければならないこと。二元代表制は車の両輪であり、両者が切磋琢磨しなければならない等と考えているから、市民が議会を振り向かない。いかにして議会の権限を向上していくかが必要である。まず、事務局の人事は議会が行う事。さらに、会派で、又は議会で提案していく大選挙区的改革を進める事であると提言をいただき議員としての指針となった。</p>

## 調査研究・研修報告書

議員氏名又は 会派 大樹  
会派の名称

調査事項 研修会名称	市長村議会議員研修 自治体決算の基本と実践
日時	平成28年 5月 25～26日 (水、木)
視察先 場 所	全国市長村国際文化研究所
目的	決算審査に向けての決算審査の実践をとおり、決算の意義と審査のポイントを学ぶ
内容及び所感  (市政の課題に対して参考になった事項など)	<p>目的と成果 来年度までに全ての普通地方公共団体に義務付けられている貸借対照表など財務4表を作成・整備し、資産・債務の適正な管理を行い、予算編成等に積極的に反映させる新地方公会計制度を学ぶため「第1回自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査」を2日間受講してきました。</p> <p>これまでの現金主義・単式簿記を特徴とする自治体会計制度に新地方公会計制度では発生主義・複式簿記といった企業会計簿記の手法を導入するものです。決算審査の意義と審査のポイントを学んだ後に、既に導入している埼玉県秩父市の決算書及び付属書類をもとに財政構造や経常経費など各指標を分析し、決算審査の実践演習を行なった。また決算審査の新しいアプローチの講義を受けた後には、兵庫県芦屋市の財務書類をもとに行政評価等を用いた決算審査の実践も行なった。</p> <p>この研修で「決算から予算を連続で考えること」、類似団体との比較の重要性、計画的な資金調達のための固定資産台帳の整備や公共施設の総合管理などの必要性を学習した。これからの予算編成や決算審査に役立てていきたい。</p>

## 調査研究・研修報告書

議員氏名又は 会派 大樹  
会派の名称

調査事項 研修会名称	第11回全国市議会議長会研究フォーラム in 静岡
日時	平成28年 10月19～20日(木、金)
視察先 場	静岡県コンベンションアーツセンター
目的	二元代表制と議員としての監視機能(監視権)を学習し議員活動に活かしていく。
内容及び所感  (市政の課題に 対して参考にな った事項など)	<p>1日目 基調講演 「二元代表制と議会の監視機能」 大 森 彌 氏 (東京大学名誉教授) パネルディスカッション 江 藤 俊 昭 氏 (山梨学院大学大学院研究科長・教授) 斎 藤 誠 氏 (東京大学大学院法学政治学研究科教授) 土 山 希美枝 氏 (龍谷大学政策学部政策学科教授) 谷 隆 徳 氏 (日本経済新聞編集委員兼論説委員) 栗 田 裕 之 氏 (静岡市議会議長)</p> <p>地方議会の不要論を唱えられる方々がおられる。悲しいことではあるが、現実問題として地方自治の政治システムの根幹をなす二元代表制、いわゆる住民から直接、別々に選挙で選ばれた市長の執行機関、議員で構成する議会の議事機関の二つの代表機関がその役割を果たしているのでしょうか。</p> <p>両機関が緊張感を持ってお互いにけん制し、市政運営に携わることによって市政の発展は生まれるものと考えている。しかし、不要論の背景には、様々な要因から議会が議会としての役割・監視機能を果たさず執行部の単なる追認機関となっている。また、富山市議会議員が13名辞職した政務活動費の不正受給など議員にかかわる問題が住民の政治不信に繋がっていることが考えられます。</p> <p>「政治は誰のために、何のためにあるのか」日々、そのようなこと</p>

を考えながら、この度の全国市議会議長会研究フォーラム「二元代表制と議会の監視機能」のあり方を学んできました。

#### ■ 二元的代表制は憲法の要請

住民が、議会の議員と首長を、直接、選挙で別々に選ぶのは憲法の要請である。

#### ■ 直接公選の理由

住民が、議会の議員と首長を、直接、別々に選挙で選ぶということは住民の代表である市長の執行機関と議会の議事機関の二通りの政治システムを形成することになる。

議員も首長も直接選挙で選ばれる主な4つの理由

- ① 首長と議会議員という公選職は、自治体全体の意思決定する権力の座に就くことを意味している。
- ② 権力の座に就いたものに対する住民のリスク管理が必要である。
- ③ 不可視な民意を可視化させることを期待。
- ④ 何が住民のため、地域のためになるかの判断をめぐる具体的な決定を二つ

の代表機関の裁量に、有権者の監視等の「民主条件付き」で委ねるため

#### ■ 二元的代表制に内在する対立の契機

議会の議員と首長が直接、別々に選ばれることは、住民に対してそれぞれが直接、責任を取る立場にある。

二つの代表機関は、互いに牽制し競い合いながらも、協力し合って住民に最良な意思決定を行っていくのが基本的な任務である。そのためにも、日頃から両者間の意思疎通を密に図りながら、折り合いをつけるためにそれなりの工夫と努力が必要である。

#### ■ 首長優位の制度か？

首長は予算編成権と議案提出権を有し、議会における議案審査に参加でき、ほとんどの職員を部下として使うことができるなど執行権優位の制度になっている。しかしながら、議会には議決機関として予算案・決算案をはじめ、首長提案の議案を審議し、議会として意思を決める。議会の議決なしには予算を伴う事務事業の執行ができないことを考えれば、その観点から議会に大きな権限が与えられているといえる。

もし、議会が首長提案の「追認機関化」してしまっているならば、両者の関係は円満に見えたとしても、その実は議会のチェック機能が働いていないといえる。

#### ■ 「議会は討論の広場」と言われる。ここに、合議体の議事機関としての議会の際立った特色があり、この役割を果たしてこそ、議会は自治体運営のもう一つの主役になりうるのである。

#### ■ 「チーム議会」の実現

議会がその存在価値を示すには「チーム議会」の実現が必要である。議員は地域や性別、年齢が異なり、政治に対する信条や価値観

が異なっているが、様々な意見を出し合い議会としての意思を集約するために不可欠なのが対話・調整の議員間討議である。議員間討議を行って「チーム議会」を目指すべきであり、議員間の討論と集約こそが議会たるものの本質である。

#### ■与野党意識の克服

二元的代表制のもとでは、議会が首長を指名するのではないから、首長と議会との間に、国の議院内閣制のような与野党関係はないのである。このことを、首長（執行機関）も議会議員も自覚しているかどうか最も重要なことである。

議会多数派が首長に対して与党あるいは野党の意識を持ち、そう振舞うのは二元的代表制の主旨には反するものだと考えられる。

首長となれ合わず、緊張関係を維持するためには、首長が議会の多数派工作をしてくるのは当然の理かもしれないが、議会全体が野党的な感覚を持ちつつ、是は是、非は非として、自治体としての意思決定を適切なものにしなければならない。

また、パネルディスカッション（監視権の活用による議会改革）を通して、次のことを学びました。

●議会基本条例の取り組みがなされて10年、現状の認識と第二段階へのステップ。

●監視機能の活用における議会改革の論点

●監視権の活用に関する法的争点を振り返る

●（政策・制度）の議会による（制御）としての監視・監査

●メディアから見た議会の監視権

① 議会基本条例の登場から10年

② 議会の監視機能は向上したか？

③ 決算重視の議会活動を

④ 議会監視権の枠外にある「専決処分」

⑤ 議会の監視機能と住民

●静岡市議会の取り組みについて

#### 2日目

課題討議 「監視権を如何に行使すべきか」

コーディネーター

佐々木 信 夫 氏 （中央大学経済学部教授）

事例報告者

佐 賀 和 樹 氏 （藤沢市議会前副議長）

井 上 直 樹 氏 （和歌山市議会・議会運営委員会委員長）

嶋 崎 健 二 氏 （日田市議会議長）

コーディネーターの佐々木信夫氏は、地方行政や地方議会に精通された元東京都庁職員で、小池都政における東京オリンピック問題や豊洲移転問題では、テレビ等に頻繁にコメンテーターとして出演され活躍された方で興味深く拝聴させていただきました。内容は以下の通りです。

(佐々木信夫氏より)

■「地方議員の逆襲」に期待する！

- 自己決定・自己責任の経営
  - ①自ら考え・自ら決める議会へ
- 政治の中心が地方議会
  - ① 地方議会は役割総括主義へ変化せよ
  - ② 地方議会の主な役割
  - ③ 住民のなかに入れ
  - ④ 与野党の意識払拭
- 地方議会をどう変えるか
  - ① 会議の自由化で議員提案を増やす
  - ② 議会基本条例は必須
  - ③ すぐやれる議会改革
  - ④ 政策に強い議員へ
  - ⑤ 地方議会に法制局を
  - ⑥ 政策官庁型議会へ脱皮せよ

<事例報告から>

■議員はどうあるべきか ～100条委員会を通じて～

前市長による土地の先行取得問題が、平成21年9月議会で疑義が指摘されたが100条委員会設置には至らなかった。疑惑発覚後の議会の追及は甘く、市長派というオール与党の議会体制で、100条委員会の設置の決議が出されても再三否決され真相究明はなされなかった。その一方では、土地取得にかかる疑惑について新聞やテレビなど各マスコミが報道するようになった。

平成23年4月の市議会議員の選挙において、真相究明を訴える新人議員が多く当選したことから議会構成が変わり、100条委員会決議が可決。

興味深かったのは委員の中には、市長派で市長を守る立場で委員会の構成メンバーとなったが、現地調査や証人尋問などを通して経緯の不透明性、証言を覆す人など疑問点が多くあった。議員としての任務、議会としての役割を考えたとき、議員はどうあるべきかを改めて見つめ直し、“市長の監視機関”としての議会のあり方を認識させられたとの言葉にその重さを感じた。

100条委員会の結論として

- ① 市は本件土地を買い戻さない。
- ② 前市長をはじめ不当な土地取得に対する責任を追及すること。
- ③ 不当な土地取得を実現させた前市長、前副市長、前市民自治部長の3名の行為や偽りの陳情を行った自治連会長のなした行為は、いずれも刑事上の責任が発生する可能性が極めて高い。(省略) 前市長ら4人を告発しています。

100条委員会を通して、議員間討議が始まり、さらなる議会改革へと進んでいるとのこと。

<その他の事例発表>

■ 付属機関への参画と監視機能（和歌山市議会の取り組み）  
■ 地方創生に関する政策提言（大分県日田市議会の取り組み）を学んだ。

- 1、地方議会人の挑戦—議会改革の実践と課題—  
中邨 章 氏（明治大学名誉教授）
- 2、国民国家の権限と地方分権  
神野 直彦 氏（東京大学名誉教授）
- 3、新たな地方づくり～森・里・川と住民・議会・自治体  
中井 徳太郎 氏（環境省大臣官房審議官）
- 4、～福祉で町おこし～国と連携する保育・医療・介護の取り組み  
村木 厚子氏（前厚生労働省事務次官）
- 5、地方自治の課題と再生  
藻谷 浩介 氏（株式会社日本総合研究所 主席研究員）
- 6、地方創生のあり方  
金井 利之 氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 7、地方創生のとらえ方とその成果  
木村 俊昭 氏（東京農業大学生物産業学部教授）

様々な提言をいただきました。その中で首長、議会、職員が自覚を持ち、自治体の経済、地域の特性を生かした政策提言をする必要性を確認できた。また、権能を発揮し地方議員の力を発揮していくことが地方の岐路である事を意識し、地方を変える議員でなければならないこと。二元代表制は車の両輪であり、両者が切磋琢磨しなければならない等と考えているから、市民が議会を振り向かない。いかにして議会の権限を向上していくかが必要である。まず、事務局の人事は議会が行う事。さらに、会派で、又は議会で提案していく大選挙区的改革を進める事であると提言をいただき議員としての指針となった。



領収書貼付用紙

整理番号

2

102

議員氏名 (会派の名称) :

会派大樹

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費
	資料購入費・人件費・事務所費・事務費 ※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

領 収 証

No. 804103 I

RECEIPT

平成 28年 5月 24日

ださい。また、  
るか、「別紙の

ご氏名 青田市議会 会派大樹様

北田 織, 近藤 幸恵

(ご注意)  
本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。

金額 ￥ 54,720-

ただし 5/5月, 26日 福岡市州~  
京都市州 新幹線往復割引 2,30

上記金額正に領収いたしました。

- 1. 現金
- 2. 小切手
- 3. 振込 5/3
- 4. クレジット(カード)
- 5. その他( )



株式会社 日本旅行  
NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.

自治 労 福 岡 営業本部  
9 8 3 4 支 店

責任者印

扱者名

貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書)

28年5月20日

お振込先 お受取人	お振込先 お受取人	金額	十億	百万	千	円
	お振込先 お受取人	金額			14600	
お受取人	お振込先 お受取人	お振込先 お受取人	起算日・指定日			
	お振込先 お受取人	お振込先 お受取人	手数料徴収区分			
ご依頼人	お振込先 お受取人	お振込先 お受取人	手数料(税込)			
	お振込先 お受取人	お振込先 お受取人	1:即納 2:後納 9:不要			

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から貯金を払い戻して振り込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- この振込受付書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合に必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

筑紫農業協同組合春日市役所内出張所



領収書貼付用紙

整理番号	3
------	---

№03

議員氏名 (会派の名称) : 会派大樹

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費
	資料購入費・人件費・事務所費・事務費 ※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

領 収 証

No. 804396 I

RECEIPT

平成 28年 10月 7日

ご氏名 春日市議会会派大樹様

さい。また、  
か、「別紙の

(ご注意)  
本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。

金額 ¥77,400-

ただし 10/9 春日-東部国行復  
(新着料用) 北田織 近藤幸恵 林分

上記金額正に領収いたしました。

- 1. 現金
- 2. 小切手
- 3. 振込 (10/6)
- 4. クレジット (カード)
- 5. その他 ( )



株式会社 日本旅行

NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.

自治労福業本部  
9834 店

責任者印

扱者名



領収書貼付用紙

整理番号	4
------	---

議員氏名 (会派の名称) : 会派大樹

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費
	資料購入費 人件費・事務所費・事務費 ※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

領 収 証

春日市議会 会派大樹 様 28 年 7 月 29 日

¥ 9,024 ✓

但し 地方議会人購読料 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月分  
上記の金額正に領収いたしました

株式会社 中央文化社

東京都千代田区一番町25全国町村議員会館  
〒102-0082 電話 03(3264) 2 4 5 7(直)

領 収 証

会派大樹様 20年 / 7月20日

¥ 9,024 ✓

但し 地方議会人購読料  
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等 ( % )

福岡県春日市ちくし台1丁目5番地

石橋書店

TEL・FAX 581-2184

領 収 証

春日議会議長 大樹様

29年 3月 27日

¥15,294

但  
上記正に領収いたしました

内 訳  
税抜金額  
消費税額等(%)

福岡県春日市ちくし台1丁目5番地

石 橋 書 房

TEL・FAX 581-2184

店

台1-5  
-2184

品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
自律自治体の研究 小冊子	2	2808	5616	
議会の発展 小冊子	2	2571	5142	
地不自治体 小冊子	2	2268	4536	
合 計			15294	

振込の場合は筑邦銀行春日支店普通1013847へお願い致します。

領収書貼付用紙

整理番号	5
------	---

議員氏名 (会派の名称) : 会派 大樹

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費
	資料購入費・人件費・事務所費・事務費 ※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

※ 領収書貼付欄 (領収書は、重ねたり折り曲げたりせずに貼付してください。また、領収書の大きさにより貼付することができない場合は、裏面に貼付するか、「別紙のとおり」として別紙を添付してください。)

会派 大樹 様  
**領 収 証**  
 2016年10月05日 (水)  
**¥ 7, 771 -**

上記正に領収しました (消費税等 575円を含みます)  
 但し、株式会社ミスターマックス 福岡市東区松田1丁目5番7号

※保管上のお願い 取扱店舗 MrMaxSelect 白水店  
 領収書を保管頂く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。 0002-7849-9895

\* 領収証正印月系田 \*  
 2016年10月05日 (水) 16:49 印No.0002  
 4960999918495JAN ¥5,998  
 インクカートリッジ  
 4960999904900JAN ¥1,198  
 キヤノン純正インク ¥7,196  
 小計 (外税 タイヨウ) ¥7,196  
 外税 ¥575  
 (税合計) ¥7,771  
 合計  
 お買上点数 2点  
 印No.9895

会派 大樹 様  
**領 収 証**  
 NO:0682139  
 2017年03月24日

**¥6, 242 -** (全額クレジット支払)

但し、お買上レシートNo.006-52460 品代

お買上店舗  
 ナフコ春日店 TEL:092-595-5961  
 株式会社ナフコ  
 本社：福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10

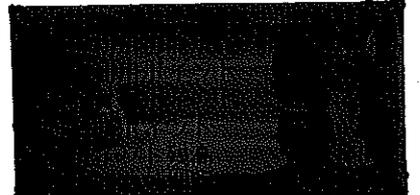


お買い上明細

ホームプラザナフコ 春日店  
 2017年03月24日 13:56  
 担: [Redacted]

21 キヤノン 純正インク 351  
 25662085 ¥6,242  
 クーポン券ご利用につき  
 全品3倍とさせていただきます!

合計 **¥6, 242**



※今回加算ポイントは次回お買上時よりご利用いただけます

\* マークは、広告商品です。

ご返品の際は領収証をあわせて、お持ち下さい。

領収書貼付用紙

整理番号	6
------	---

議員氏名 (会派の名称) : 会派大樹

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費
	資料購入費・人件費・事務所費・ <b>事務費</b> ※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

※ 領収書貼付欄 (領収書は、重ねたり折り曲げたりせずに貼付してください。また、領収書の大きさにより貼付することができない場合は、裏面に貼付するか、「別紙のとおり」として別紙を添付してください。)

かすが文具館  
〒816-0312 春日市平田台1-59  
TEL:092(595)2025 FAX:092(595)2026



領 収 証

\*\*\*\*\*  
会派大樹様  
\*\*\*\*\*  
2017/01/13 (金) 13:31

【合計】 ¥5,076-  
(内消費税 ¥376)

但し、

上記正に領収いたしました。

この面を内側に折って  
保管して下さい。

M-040 R-2 担当: [REDACTED]  
RNo-20034185 SEQNo-200033889

かすが文具館  
〒816-0312 春日市平田台1-59  
TEL:092(595)2025 FAX:092(595)2026



毎度ありがとうございます  
15日・16日は30%OFF  
またのご来店をお待ちしております  
\*\*\*\*\*  
\* 明 細 書 \*  
\*\*\*\*\*  
2017/01/13 (金) 13:31

お客様 000-00002-40 0

マルチカード名刺 白 230g 50y  
(C:4906186518529)  
@2,200 1 ¥2,200  
:ヒコ<sup>+</sup> コミ<sup>+</sup>ラ<sup>+</sup> 21面  
(C:4902668567405)  
@2,500 1 ¥2,500

【小計】 2点 ¥4,700  
外 税 ¥376

【合計】 ¥5,076

【現金】 ¥5,076  
【預り金】 ¥10,076  
【釣 銭】 ¥5,000

M-040 R-2 担当: [REDACTED]  
RNo-20034185 SEQNo-200033889

領 収 証

MrMax  
株式会社ミスターマックス

春日店 092-595-8700

★★★モバイル会員募集中★★★  
上記QRコードより簡単会員登録  
お得なクーポンやチラシを  
毎週配信します!!  
※スマートフォン専用サイトです  
2017年03月27日(月)11:39 印0009

貴  
子  
4960999918488JAN  
インクカートリッジ ¥5,298  
小計 ¥5,298  
(外税 タバコ ¥5,298)  
外税 ¥423  
(税合計 ¥423)  
合計 ¥5,721  
お預り ¥6,021  
お釣り ¥300  
(消費税等 ¥423)

お買上点数 1点  
◆はたはた<sup>+</sup>イノベーション税制対象商品



レシートNo1260 店No00620